

# 鶴見大学歯学部同窓会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は鶴見大学歯学部同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦と扶助を図り、歯科医学・医療の向上に努力し、併せて母校並びに歯科界の発展に寄与することを以って目的とする。

第3条 本会は神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3 鶴見大学歯学部内に置くものとする。

## 第2章 事業

第4条 本会は第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 歯科医学・医療の向上に関すること
- (2) 母校及び支部の事業協力に関すること
- (3) 会員の福祉共済に関すること
- (4) 会員の研修に関すること
- (5) 会員の表彰に関すること
- (6) 会員名簿・会報及びその他印刷物発行に関すること
- (7) その他本会の目的達成に必要なこと

## 第3章 会員

第5条 本会は次の会員でこれを構成する。

- (1) 正会員 鶴見大学歯学部歯学科を卒業した者
- (2) 準会員 鶴見大学歯学部歯学科に在籍する者
- (3) 名誉会員 本学及び本会に功績のあった者
- (4) 特別会員 本学歯学部教授
- (5) 賛助会員 本学歯学部附属病院の教職員及び本学歯学部大学院生のうち本会に入会を希望した者

第6条 入会は氏名・性・生年月日・卒業年度・診療所所在地又は勤務先を本部又は支部を通じて届出るものとする。

- 2 前項の届出事項に変更を生じた場合は遅滞なく本会に届出るものとする。
- 3 会員は入会金および会費を納入しなければならない。
- 4 会費を納入しない場合は、原則として会務・事業への参加はできない。

第7条 本会の会員は、その現住所又は勤務先の何れかの支部に所属する。ただし支部の設立されていない地域は本会に直属することができる。

## 第4章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名  
副会長 若干名  
理事 若干名  
監事 2名

2 会長及び副会長は理事とし、理事のうち2名以内を専務理事とする。

第9条 会長及び監事は評議員会において、正会員中より選出する。

2 副会長及び理事は会長が正会員中より委嘱する。

第10条 役員の任期は2年として再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は速やかに補欠役員を選出する。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時は、会長が予め定めた順次により、その1人が会長の職務を代理し、又は会長の職務を代行する。

3 理事は会務を分掌する。

会長、副会長ともに事故ある時、又は欠けた時は、理事会において予め定められた順次により、その1人が会長の職務を代理し、又は会長の職務を代行する。

第12条 監事は本会の会務及び会計、財産を監査する。

第13条 会長は、評議員会の議決を要する事項であっても、緊急必要と認めた時には常任理事会の議を経て、応急処分をすることができる。

2 前項により応急処分した事項は、次の理事会並びに評議員会において承認を受けなければならない。

第14条 本会に顧問・嘱託及び相談役を置くことができる。

2 顧問・嘱託及び相談役は、評議員会の承認を経て会長が委嘱し、その任期は会則第10条を準用する。

## 第5章 評議員及び予備評議員

第15条 本会に評議員及び予備評議員を若干名置く。

第16条 評議員及び予備評議員は各支部並びに各卒業期において正会員中より選出された者により構成する。

2 支部において選出すべき評議員及び予備評議員の数は、選出年の1月1日現在における会員数100名までは1名とし、101名から200名までは2名、201名を超える場合は3名とする。ただし最初の1名は原則として支部長とする。

- 3 卒業期においては評議員及び予備評議員各 1 名を選出する。
- 第17条 評議員は所定の手続きにより予備評議員にその職務・権限を委嘱することができる。
- 2 評議員が欠けたときは予備評議員が補欠就任する。
  - 3 予備評議員には職務・権限委嘱又は補欠就任の順位を付さなければならない。
  - 4 評議員及び予備評議員に欠員を生じたときは、各支部並びに各卒業期において補欠選出する。
- 第18条 評議員及び予備評議員の任期は第10条の規定を準用する。

## 第6章 会議

- 第19条 本会の会議は評議員会・理事会とする。
- 第20条 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は毎年定時に会長が召集し重要な会務及び大綱を審議する。臨時評議員会は会長が必要と認めたとき又は評議員の2/3以上からの要求があったとき会長が召集する。
- 2 評議員会は過半数の出席をもって成立する。
  - 3 評議員会の議長・副議長は評議員会において出席した評議員の中から互選により選出し、その任期は会則10条を準用する
- 第21条 理事会は随時会長がこれを召集し会務を審議又は処理する。
- 2 会務運営の細目については理事会でこれを決定する。
  - 3 理事会の運営を円滑にするため、常任理事会を置くことができる。
- 第22条 議事の可否は出席者の過半数の同意で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。
- 第23条 本会に部会及び委員会を置くことができる。

## 第7章 支部

- 第24条 本会は、都道府県に支部を設置する。ただし、地区状況に応じて県の連合による支部を認める。
- 2 支部は、本会の事業に協力すると共に会員の結束と調和に努める。

## 第8章 会計

- 第25条 本会の経費は会費及び寄付金、雑収入をもってこれにあたる。
- 第26条 正会員の会費は年額 15,000 円とし、初年度は5年分を納入し、6年目以降は毎年、3月末日までに納入するものとする。
- 第27条 準会員の会費は入学時に入会金として 50,000 円徴収するものとする。

第28条 名誉会員及び特別会員の会費はこれを徴収しない。

第29条 特別の事情のある会員については、所定の申請に基づき、理事会の議を経て、会費の減免、又は納入の延期をすることができる。

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第31条 上記会費については評議員会の議を経て変更できるものとする。

## 第9章 会則の変更

第32条 本会則は評議員会の議決により変更することができる。

## 附則

本会則は昭和51年7月1日より施行する。

平成12年2月13日改正

平成19年6月24日改正

平成25年6月16日改正

平成29年6月18日改正